

**羽村市的地方創生！企業が「ゴ」と「やさしいまちを目指して**

## ホームページ作成・活用セミナー

### 市内事業者向け よりよし合同相談会

#### ホームページ作成・活用セミナー

自分で簡単に作成・更新できるホームページづくり！

お店や事業所の存在を周知するためには、販路開拓にも有効です。

ホームページづくりについて、実践的に学んでみませんか。セミナー終了後、専門家が個別にホームページ作成のアドバイスを行います。

なお、ホームページの作成については、補助金も利用できます。  
※補助金について詳しくは、広報はむら8月15日号をご覧ください。

申込み・問合せ 9月18日(金)までに、

「参加事業所名・所在地、参加者氏名・連絡先（電話番号またはメールアドレス）」を、Eメールまたはファックスで産業課経済対策係内657へFAX 79-2590 ☎ s206000@city.hanamura.tokyo.jp

※セミナーでは「はじめてweb」という無料のホームページ作成サイト

※セミナーでは「はじめてweb」という無料のホームページ作成サイト

#### 費用

問合せ 産業課経済対策係内657

を使用します。個々のドメイン取得・設定が必要となるため、委託先の中 小企業診断士協会が、事前に事業所を訪問します。

#### 市内事業者向け よりよし合同相談会

困りごとを専門家が聞きます！

- 経営改善を図りたい
- 資金繰りを見直したい
- 新しい販路を見つけたい
- 職場環境を改善したい

など、経営のこと、資金のこと、税金のこと、雇用のことなど、事業者のさまざまな悩みを伺います。

中小企業診断士・税理士・弁護士・

弁理士・社会保険労務士などの各分野の専門家が一堂に会し、小さな悩みから、誰に相談したらよいかわからないといった相談も受け付けます。

日 時 10月6日(火)午後2時～7時

会 場 産業福祉センター2階・ホール

持ち物 パソコン

申込み・問合せ 9月18日(金)までに、  
「参加事業所名・所在地、参加者氏名・連絡先（電話番号またはメールアドレス）」を、Eメールまたはファックスで産業課経渋対策係内657へFAX 79-2590 ☎ s206000@city.hanamura.tokyo.jp

※セミナーでは「はじめてweb」という無料のホームページ作成サイト

**ゆるキャラグランプリ2015  
「はむりん」に投票をお願いします**



員 A p p a s s (アップバス)

会員の方は、ID登録せずに投票することができます。詳しくは、ゆるキャラグランプリ2015オフィシャルウェブサイトをご覧ください。

#### はむりん応援

次回のウェブページから投票することができるようになります。一生懸命頑張るりん！現在投票期間中です。応援よろしくお願いします！

投票期間 11月16日(月)午後6時まで  
投票方法 パソコン・タブレット・スマートフォン・携帯電話から投票できます。



▲はむりん応援ページ QRコード

#### 東京都1位を目指します！



▲はむりん応援ページ QRコード

現在、ゆるキャラグランプリ2015 PRキャラバンに取り組んでいます。PRのため、はむりんが皆さんのお店や職場に伺います。

はむりんが参加できるイベントや訪問可能なお店・職場などがありましたら、ぜひ連絡してください。

問合せ 企画政策課企画政策担当内345



國勢調査215

通信  
③

～平成27年 国勢調査がはじまります～

9月上旬から国勢調査員が各世帯に伺います。

## ■ 国勢調査員とは

市・区・町・村の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、顔写真つきの「国勢調査員」。

## ■ 調査の流れ

- ①国勢調査員が担当調査区の確認を行います。  
②国勢調査員が「インターネット回答の利用案内」を各世帯に配布します。

## ■ 国勢調査オンラインへのアクセス

回答する際には、インターネットアドレス欄を必ず確認してください。国勢調査オンラインの正しいインターネットアドレスは次のとおりです。

**住民票の登録地にお住まいでない方へ**

平成27年10月以降、住民票の登録地へマイナンバー（個人番号）が「通知カード」により通知されます。確実に「通知カード」を受け取っていたため、住民票の登録地と現居住地が異なる方は、10月2日（金）までに、現居住地の市区町村への転入手続きをお願ひします。



ウェルカムベビーカーポン券を交付しています

子育て世帯の経済負担を軽減させるため、また、市内商業の活性化を図るために、対象の方へ「ウェルカムベビーケーポン券」を交付しています。

これは、市内商業協同組合に加盟している店舗で利用できる2万円分のクーポン券です。対象となる方は、ぜひ申請してください。

申請日現在、羽村市に住民登録している方

**クーポン券の有効期間** 12月31日(木)まで  
**問合せ** 子育て支援課支援係内  
235

**市役所土・日閉庁のお知らせ**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴う住民情報システム停止のため、次の期間、市役所を閉庁します。

また、同日、住民票等自動交付機も停止します。

**期 間** 10月3日(土)・4日(日)

**問 合 セ** 総務課総務係内  
347



# マイナーバーニュース No.3

